

法人事業税・分割基準(非製造業)の計算例(軽減税率適用)

法人概要	
事業年度	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31
業種	不動産業(非製造業)
資本金	5,000万円
分割県数	2県
課税標準の総額	123,456,789円

分割基準		
	総数	福岡県分
事務所等の数	43	24
	事務所等の各月の総計	福岡県内の各月の事務所等の計
事業年度に属する各月の末日現在における事務所等の数を合計した数		
従業者数	123	101
	事業年度末日現在における事務所等の従業者の数	

事務所等の数

課税標準の総額	123,456,789
---------	-------------

$$\textcircled{1} 4,000,000 \div 2 = 2,000,000$$

$$2,000,000 \div 43 = 46,511.627$$

(千円未満切捨て)

$$46,511.62 \times 24 = 1,116,278.88$$

課税標準額

A	1,116,000
(千円未満切捨て)	

年400万円以下の金額	
①	2分の1に相当する額 400万円 ÷ 2 = 200万円

$$\textcircled{2} 4,000,000 \div 2 = 2,000,000$$

$$2,000,000 \div 43 = 46,511.627$$

(千円未満切捨て)

$$46,511.62 \times 24 = 1,116,278.88$$

B	1,116,000
(千円未満切捨て)	

年400万円を超え年800万円以下の金額	
②	2分の1に相当する額 400万円 ÷ 2 = 200万円

$$\textcircled{3} 123,456,789 - 8,000,000 = 115,456,789$$

$$115,456,000 \div 2 = 57,728,000$$

(千円未満切捨て)

$$57,728,000 \div 43 = 1,342,511.627$$

(千円未満切捨て)

$$1,342,511.62 \times 24 = 32,220,278.88$$

C	32,220,000
(千円未満切捨て)	

従業者数

年800万円を超える金額	
③	2分の1に相当する額 123,456,789 - 8,000,000 = 115,456,789 115,456,000 ÷ 2 = 57,728,000

$$\textcircled{1} 4,000,000 \div 2 = 2,000,000$$

$$2,000,000 \div 123 = 16,260.1626$$

(千円未満切捨て)

$$16,260.162 \times 101 = 1,642,276.362$$

D	1,642,000
(千円未満切捨て)	

$$\textcircled{2} 4,000,000 \div 2 = 2,000,000$$

$$2,000,000 \div 123 = 16,260.1626$$

(千円未満切捨て)

$$16,260.162 \times 101 = 1,642,276.362$$

E	1,642,000
(千円未満切捨て)	

$$\textcircled{3} 123,456,789 - 8,000,000 = 115,456,789$$

$$115,456,000 \div 2 = 57,728,000$$

(千円未満切捨て)

$$57,728,000 \div 123 = 469,333.3333$$

(千円未満切捨て)

$$469,333.333 \times 101 = 47,402,666.633$$

F	47,402,000
(千円未満切捨て)	

福岡県に納付する法人事業税の計算 (百円未満切捨て)	
(A+D) × 3.5%	= 96,500円 (1,116,000+1,642,000) × 3.5%
(B+E) × 5.3%	= 146,100円 (1,116,000+1,642,000) × 5.3%
(C+F) × 7.0%	= 5,573,500円 (32,220,000+47,402,000) × 7.0%
事業税計	G 5,816,100円
(特) G × 37.0%	= H 2,151,900円
合計	G+H 7,968,000円

※ 外形標準課税該当法人は、各割毎に計算し、税率は外形標準課税の税率を適用してください。

(特) 特別法人事業税

(R2.10 福岡県)

法人事業税・分割基準(非製造業)の計算例(軽減税率不適用)

法人概要	
事業年度	R2. 4. 1 ~ R3. 3. 31
業種	不動産業(非製造業)
資本金	5,000万円
分割県数	4県
課税標準の総額	123,456,789円

分割基準		
	総数	福岡県分
事務所等の数	43	24
	事務所等の各月の総計 福岡県内の各月の事務所等の計 事業年度に属する各月の末日現在における事務所等の数を合計した数	
従業者数	123	101
	事業年度末日現在における事務所等の従業者の数	

課税標準の総額 123,456,789 円	⇒	2分の1に相当する額	$123,456,000 \div 2 = 61,728,000$ 円
			(千円未満切捨て)

事務所等の数

$$123,456,000 \div 2 = 61,728,000$$

(千円未満切捨て)

課税標準の
2分の1に
相当する額

$$61,728,000 \div 43 = 1,435,534.883$$

(千円未満切捨て)

分割基準の事業所等の数の総数で除する

分割基準の事業所等の数の福岡県分を乗ずる

$$1,435,534.88 \times 24 = 34,452,837.12$$

A	事務所等の数の福岡県分の課税標準額
	34,452,000 (千円未満切捨て)

除して得た数値に小数点以下の数値がある場合には、分割基準の総数の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分を切り捨てる

従業者数

$$123,456,000 \div 2 = 61,728,000$$

(千円未満切捨て)

課税標準の
2分の1に
相当する額

$$61,728,000 \div 123 = 501,853.6585$$

(千円未満切捨て)

分割基準の従業者数の総数で除する

分割基準の従業者数の福岡県分を乗ずる

$$501,853.658 \times 101 = 50,687,219.458$$

B	従業者数の福岡県分の課税標準額
	50,687,000 (千円未満切捨て)

除して得た数値に小数点以下の数値がある場合には、分割基準の総数の桁数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分を切り捨てる

福岡県の課税標準の総額

事務所等の数の課税標準	従業者数の課税標準	福岡県の課税標準額
A	B	C=A+B
34,452,000	+ 50,687,000	= 85,139,000 円

福岡県に申告納付する法人事業税額の総額 (百円未満切捨て)

(事) C × 7.0% =	5,959,700円	D
(特) D × 37.0% =	2,205,000円	E
(計) D + E =	8,164,700円	

(事) 法人事業税 (特) 特別法人事業税

※ 外形標準課税該当法人は、各割毎に計算し、税率は外形標準課税の税率を適用してください。